

次に請願の権利に關し説明を爲すべし請願の権利に付ての種々の沿革ありと雖も其確定せらるゝに至りたるは權利法典發布の後なると以て單に其以後の法とのみを茲に説くべし權利法典に曰く王に請願するは惣て臣民の權利なり故に請願に付て人を禁錮し若くは之を刑に處するは不法のことなりとすと而して千六百六十九年庶民院が定めたる請願のことは權利法典のいふ所に比すれば一層明瞭なるが如し曰く弊害矯正の目的に向て庶民院に請願を提出するの英國庶民固有の權利にして之と受くるの庶民院の權利あり又曰く請願の性質及び事項は關し判断を爲して其受理すべきもの及び受理すべからざるものと定むるの庶民院の疑ふべからざる權利あり云々と以上の如く請願を爲すの權利及び之を處置するの權利は明瞭に定まれりと雖も請願の數年を追ふて増加する故に之を所置するの困難の愈増加するに至りたり今請願を庶民院に提出する手續の概略を示さん凡そ請願なるものは議員の手を歴て庶民院に提出せらるゝを要す請願は午前十時に提出するを定先とす五十年前迄は請願を提出せんとする夥多の議員匿名投票に依り提出の順序を定め若し點數多きとき直ちにこれを提出し朗讀

するを得ると雖も若し點數少きときは其日に於て之を提出するまゝと能はざるが如きことありしなり然るに爾來請願の數大に増加し千七百八十九年まで五ヶ年間に於て其數八百八十なり千八百三十一年まで五ヶ年間に於て二万四千四百九十二とあり千八百七十七年まで五ヶ年間に於て九万千八百四十六に増加し千八百二十六年より同しく三十一年までの間に請願の爲に費したる印刷費用一万二千磅に上るか如き有様なるを以て庶民院は種々の方法と設けて請願取扱規則の改正を試みたも千八百三十三年に於て庶民院は新に請願取扱の規則を設け先づ委員と設けて請願の種類分けを爲さしめ其大主意を書抜かしめ毎週二回之を議員に報告せしむることゝ爲せり此種類分け及び要点と書抜くこと行はるゝに至りたるか爲め庶民院は大に其時間を省察すると得ることゝなれり既に前にも述べたるかごとく請願にして若し体裁と失するは或は請願の事項當を失すると庶民院に於て考ふるときには之と却下するの權を有すること勿論なり然らば請願なるもの如何なる体裁と具ふるを要するか又其事項は如何なるものあらざるへからざるかと云ふに第一請願なるものは書面に認めらるものなるを

要し且削除書入れ等あきを要し且單に事情と陳述するに止まらざる終りも請願の言葉と載するを要し庶民院の特權を貴重するの言を含むを要し王室に不忠義あるか若くは法律に抵抗するの意其中に現はれざるを要す此等の体裁具はり此等の不都合なきに於ては請願の大概却下せらるゝことなきものと云ひざるべからざる請願は議員之を提出するも當り直に却下せらるゝものあり又之を議院の卓上に置くべしと命ト撰拔委員の調査を経て而して後之を却下するもとあり今日に於て請願の權利漸く廣まりたることと知れんと欲せば過去の時代に於ける請願の却下せられたるものに付て之を見るに如くはなほ例へば彼のケントの請願と稱するもの無禮の請願なりとして庶民院其請願を提出したる紳士を禁錮したりと雖も若し彼の請願にして今日提出せらるゝあらば庶民院は決して之を無禮視するが如きことなかるべきなり

庶民院に於て特に委員を設け一箇人若くは政府中一省の處置と調査するまとは千六百八十九年に始まりたりと云ふ此時に當り愛蘭に於ける戦争に關してロンドンメレの知事ランデー大佐の處置宜しきと得ざるまとありて遂に庶民院の

調査する處となり庶民院より王室に上奏し之を英國に召喚して審判すべしと述べたることあり夫れ庶民院が委員を設けて調査を爲せる結果よりして遂に官吏の辭職と來す處の場合少あるから例へば裁判官の如き國會よりの上奏に由りて其職を辭せざるべからせ而して此上奏を爲すの端緒の一個人の請願議員の動議等に由りて開かるゝこと又是れあり必しも委員會の決議のみ由るにあらざるあり且此の如き上奏は貴族院よりも爲すと雖も先づ庶民院より始むるを法とす何となれば若し貴族院より之を始むる時には庶民院に於て同一事件に關し彈劾を爲さんと欲するに當り貴族院は審判を爲すに不適當ある地位とあるを以てなり

庶民院若し請願若くは動議に由り官吏の辭職に關して上奏を爲さんとするの意ある時は委員會として一應の調査を爲さしむるのみならず其官吏の辨護も亦之を聞かざるべからせ而して上奏を爲すべき事實ありと確認する時は上奏の文を議決して之を貴族院に通知するものとす貴族院若し調査を爲したる後庶民院と同一なる議決を爲すに於ては其旨を庶民院に通知して兩院より各委員を出づ

上奏を爲さしむるあり

官吏辭職の爲に上奏を爲す處の國會の權利を述ふるに當ては内閣諸大臣と國會との關係も亦述ふるを要す即ち國會は如何なる方法に由りて内閣大臣と辭職せしむるかを述ふると要するなり國會が上奏の手段に由りて一個の大臣の辭職を促す時は夫れか爲る内閣全体の政畧を批難するものと解釋せらるゝことあり又只に一個人に止まりて全体に影響と及さゝることあり然れとも通例此の如き場合に於ては内閣が連帶の責任と帶ふるを常とす然り而して國會が信用欠乏の投票を爲すの場合に於ては勢ひ内閣全体の辭職と來たさゝると得ざるなり信用欠乏の投票の國會開會の場合に於ける勅語に對しての答へとして爲すと常とす即ち千八百四十一年及び五十九年の兩度に於て内閣の此信用欠乏の投票の爲に辭職することゝなれり去りなから國會が内閣と掣肘する手段は只信用欠乏の投票のみに限らざる内閣の大臣に對し質問を爲すの手段に由り又内閣の政策に反對する動議の手段に由りまた内閣の政畧と譴責するの手段に由りまたは重要な問題に付て議場に於て内閣と敗走せしむるの手段に由り掣肘を爲すと得へし然

れとも是等は法律上の範圍内にして専ら憲法上徳義の問題と云はざるべからざるを要するに國會特に庶民院が内閣を掣肘することの彼の毎年國會を召集する習慣と同トく之を法律上のことと云ふよりも寧ろ實際上のことと必要上のことと云ふを以て適當なりとす若し國會よして毎年集會せざる時は陸軍議案を可決すると得る適用例即ち配當例と議決するを得る夫れと同トく若し庶民院の多數斷然同額に反對する時は内閣の勢ひ其地位を保つと得ざるなり即ち此の如き場合に於ては王室は法律に背きて國會の議決を俟たざる租税と徴収し政府を維持するか然らざれば内閣大臣を交迭せしめざるべからざる或る場合に於ては大臣と辭職せしめざる國會を解散し更と輿論に問ふことあれども輿論も亦内閣に反對し輿擧の時に當て再び内閣の政略に反對するものと出づるときは到底内閣の其地位を保つ能はざる王室は之をして辭職せしめざるを得ざるなり

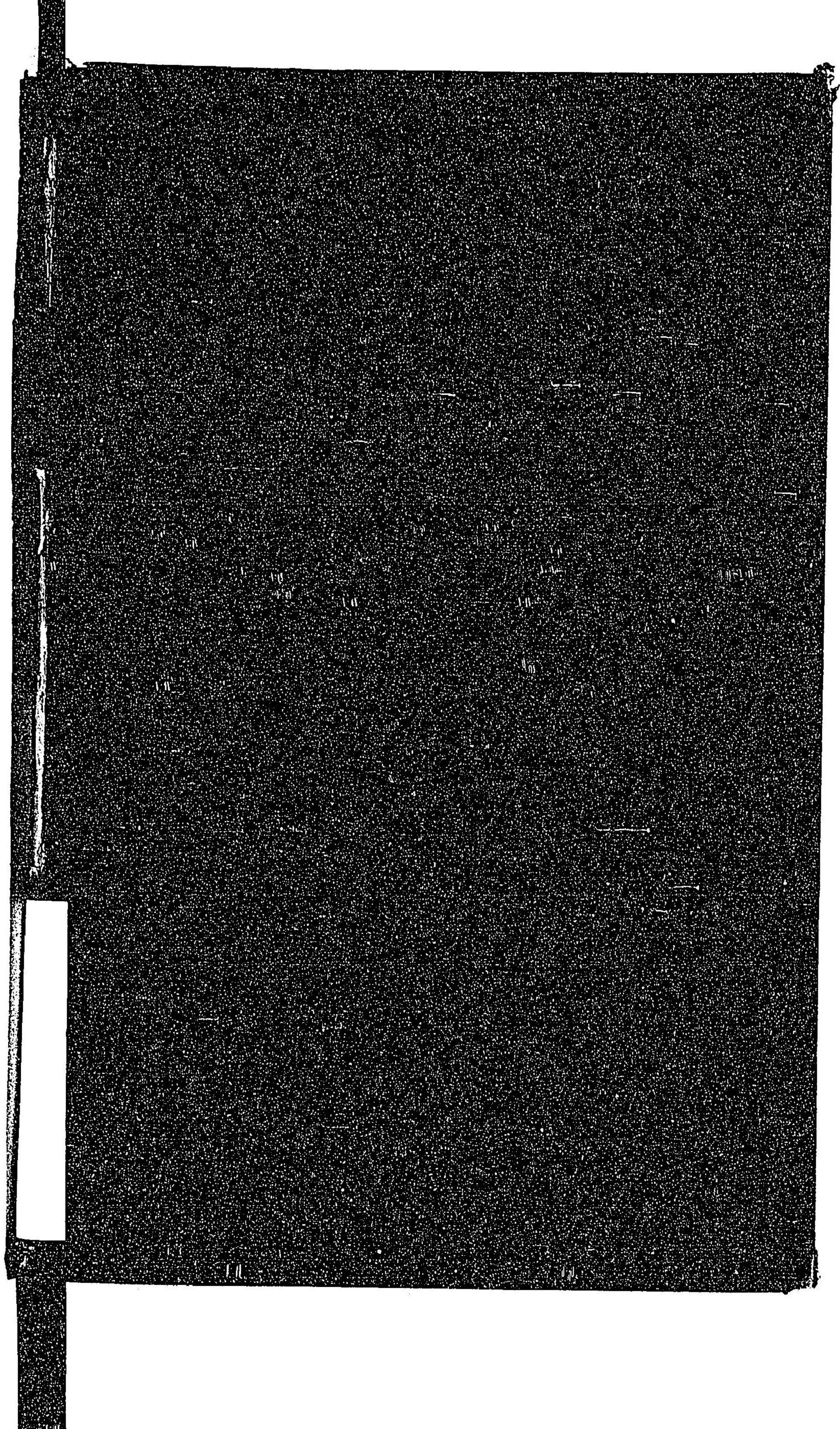
以上専らハリストール、サー、ウヰリアム、アール、アンソンの氏のゼ、ロー、ニンド、カストム、オプ、ゼ、コンスタチューションに由りて講義す此書の上下二卷に別れ第一卷は國會の事を論し第二卷は行政部の事を論するの順序なれども上卷のみ出版せられ

て二卷は未だ梓に上らざ故に他日上梓を待て講述する處あるへし若し行政部の事を研究せんと欲せばトッド氏の著パトリヤマメンタリー、ガバーンメンド最も適當なるへしと信す而して英國憲法に關する諸書の中に於て事實を説明するの点より云へばアンソンの著最新にして而して最も完全あるへく憲法論の上より云へばダイシーの著最新にして最も完全あり其他前に述べたるトッド氏の著を始めとしパソホット、ヒアンの如きは英國憲法を研究する者の参考書として缺くへかふざる著述なり

英 國 憲 法 終

明治三十二年十一月八日台本記入

14
.
2561



14

2561

(M)

031420-000-7

14-2561

英国宪法

高田 早苗 / 述

M21?

BBE-0005



